

◆掛金

1人年額800円～11,000円
(団体の活動内容、年齢などによって異なります)

◆問合せ先

スポーツ安全協会青森県支部

☎ 017-718-1136

☎ 土、日、祝、毎月第3火曜日
(平日9:00～17:00まで)

HP

<http://www.sportsanzen.org>

お知らせ

交通事故の損害賠償問題
でお困りの方へ

自動車事故の被害にあわれ、
示談をめぐる損害賠償の問題でお
困りの方へ、弁護士が「中立公正」
な立場で、当事者間の紛争解決
のお手伝いをします。

弁護士費用は一切かかりませ
ん(無料です)。

まずは電話でご予約ください。
※ご相談になじまない場合もありま
すので、ご確認をお願いいたしま
す。

◆問合せ先

(公益財団法人)交通事故紛争
処理センター 仙台支部

☎ 022-263-7231

お知らせ

そのお悩み、裁判所の調
停で解決しませんか？

調定とは、裁判所がお互いの言
い分を聴いて、話し合いによって問
題の解決を図る手続です。手続が
簡単、費用が安いなど利点がいっ
ぱい！

令和4年10月に調停制度は発
足100周年を迎えます。この機会
に、是非調定制度をご利用くださ
い！

◆問合せ先

青森地方家庭裁判所総務課庶
務係

☎ 017-722-5421

いつも診察してもらう『かかりつけ
医』があると、体質や持病を理解し
た上で助言してくれたり、必要に応
じて専門の医療機関を紹介してく
れたりするので安心です。

また、普段から何でも相談でき
る『かかりつけ薬局』があると、薬歴
(薬の服用記録)の管理や飲み合
わせによる副作用の防止、多剤処
方による健康被害のリスク軽減な
ど、健康管理をサポートしてくれま
す。

複数の『お薬手帳』を持っている
場合は、1冊にまとめて管理しやす
くしましょう。

◆問合せ先

税務住民課国民健康保険G

☎ 0175-27-2111

青森県後期高齢者医療広域連合

☎ 017-721-3821

お知らせ

小さな掛金、大きな補償
スポーツ安全保険に加入
しよう！

スポーツ・文化・ボランティア活
動、幅広く適用されます。(4名以
上の団体)を対象とした保険です。

◆対象となる事故

団体活動中、往復中の事故(自
動車事故による賠償責任保険
は適用外です)

◆補償内容

傷害保険(通院、入院、後遺障
害、死亡)、賠償責任保険、突
然死葬祭費用保険

◆加入受付期間

令和4年3月1日～

令和5年3月30日

※令和4年度から原則 WEB での
加入となります。

◆保険期間

令和4年4月1日午前0時から
令和5年3月31日午後12時まで
(令和4年4月1日以降に加入
手続きをした場合は、翌日の
午前0時から令和5年3月31日
午後12時まで)

お知らせ

募 集

イベント情報



お知らせ

後期高齢者医療被保険者
のみなさまへ

①交通事故等にあったとき

交通事故や暴力等、第三者(自
分以外の人)の行為によって負傷
され、被保険者証を使って治療
を受けたときは、必ずお住まいの市
町村へ届出してください。また、自
損事故や業務中の事故で労災が
適用されない場合も届出が必要で
す。

詳細については、お住まいの市
町村または青森県後期高齢者医
療広域連合までお問合せくださ
い。

②医療費通知について

広域連合では、被保険者の皆
様に医療費に対する認識と理解を
深めていただくことを目的に、年1
回、1年分の医療費を記載した
『医療費通知書』を送付していま
す。

対象となる期間は令和3年1月
受診分から12月受診分ですが、
受診した医療機関からの診療情
報は、審査支払機関にて審査終
了後に当広域連合へ情報提供さ
れることから、『医療費通知書』が
お手元に届くのは令和4年2月末
頃になります。

なお『医療費通知書』は、確定
申告の際の医療費控除にも使用
できますが、上記理由により確定
申告の開始時期までにお届けで
きないため、お急ぎの方は領収書で
ご対応くださいますようお願いしま
す。

③かかりつけ医・かかりつけ薬局
を持ち、お薬手帳は1冊にまとめ
ましょう